

医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金 交付マニュアル

医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金交付マニュアルには、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年7月17日（金）まで

2 受付方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送あるいは電子メールで提出してください。

申請書類が届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

【郵送で提出する場合】

(宛先) 〒910-8799 福井中央郵便局留め

福井県医療機関等支援事業給付金事務局 宛て

※令和8年7月17日（金）の消印有効です。

令和8年7月18日（土）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

※簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。

【電子メールで提出する場合】

(宛先) : iryokyufukin@bsec.jp

※令和8年7月17日（金）までのメール受信が有効です。

令和8年7月18日（土）以降のメール受信は無効となりますのでご注意ください。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県医療機関等支援事業給付金コールセンター

(電 話) 080-7146-8615

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

(受付時間) 午前9時から午後5時まで（土、日および祝日は除きます。）

4 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- (1) 「医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金」のホームページからダウンロード
(URL) <https://cms3.ain.pref.fukui.jp/temp/250937/33/iryoukikansienn.html>
- (2) 福井県健康福祉部健康医療局地域医療課、医薬食品・衛生課の窓口

5 医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給にかかる通知等

申請書類の審査の結果、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給を決定したときは、その決定の内容を申請者に通知します。申請者は通知内容を確認の上、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名　：フクイケンチンアゲブツカコウトウキユウフキン

医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。

6 医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金支給額

支給額の概要は別添のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は支給対象外または支給額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の支給額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

7 申請要件

医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の申請要件は、別添「4 申請要件」のとおりです。

8 申請手続き等

(1) 申請書類

- ・交付要領の別表2で定める書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給までに時間を要することもあります。
- ・なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは医療機関における賃上げ・物価高騰支援事業給付金を支給します。
- ・支給額は「6 医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金支給額」のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は支給対象外または支給額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の支給額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9 不正受給

(1) 不正受給について

- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金を請求します。

(2) 不正受給の例

- ・「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ・事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ・事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、受給時には同意していた給付金申請受付マニュアルの内容について異議を申し立てる。
- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10 その他

- ・不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。
- ・申請時点で廃止・休止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外となります。
- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰給付金申請事務局の運営については、県が事業者へ委託し実施しています。医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託事業者から行いますのでご了承ください。
- ・医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の支給の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県医療機関等支援事業給付金事務局（電話番号080-7146-8615）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いいたします。なお、申請書類を受領してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の申請を取り下

げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。

- ・申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金を支給しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
- ・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

給付金概要

1 概要

県内に所在する医療機関等（市町立病院・診療所は除く）に対し、給付金を支給する。

2 対象医療機関

- (1) 病院
- (2) 有床診療所（医科）
- (3) 無床診療所（医科・歯科）
- (4) 助産所
- (5) 施術所
- (6) 歯科技工所
- (7) 薬局

3 給付金の額

病院	許可病床数 × 195,000円（※1, 2）	
有床診療所 （医科）	許可病床数 × 85,000円（※1, 3）	
無床診療所 （医科・歯科）	1施設あたり 320,000円	
助産所	1施設あたり 160,000円	
施術所	1施設あたり 160,000円	
歯科技工所	1施設あたり 160,000円	
薬局	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※4）とし て1店舗以上5店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設あたり 230,000円
	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※4）とし て6店舗以上19店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設あたり 180,000円
	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※4）とし て20店舗以上（当該保険 薬局を含む）である保険薬 局	1施設あたり 120,000円

- (※1) 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」(令和7年度に繰り越して実施)により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。
- (※2) 許可病床数に195千円を乗じた額に、下表に記載する①救急に対応する病院への加算、②全身麻酔手術を行う病院への加算、③分娩を行う病院への加算(いずれも併給不可。)のいずれか高い加算額を加えた額とする。
また、①、②または③の加算の判定に用いる「救急車の受入件数」、「全身麻酔の手術総数」または「分娩件数」は、令和6年度病床機能報告における報告数(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの件数)または令和7年度病床機能報告における報告数(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの件数)のいずれか高い報告数を用いる。
- (※3) 許可病床数が3床以下の場合は、1施設×320千円を支給する。
- (※4) 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

【①救急に対応する病院への加算】

救急車の受入件数	1件以上1,000件未満	1,000件以上	2,000件以上
加算額	5,000千円	15,000千円	30,000千円

救急車の受入件数	3,000件以上	5,000件以上	7,000件以上
加算額	90,000千円	150,000千円	200,000千円

なお、福井県医療計画上、三次救急病院に指定されている病院については、以下の表に基づき加算する。

救急車の受入件数	1件以上1,000件未満	1,000件以上	5,000件以上	7,000件以上
加算額	100,000千円	100,000千円	150,000千円	200,000千円

【②全身麻酔の手術を行う病院への加算】

(①のうち救急車受入件数が3,000件未満の病院に限る。ただし、三次救急病院は適用しない。)

全身麻酔の手術総数	800件以上2,000件未満	2,000件以上
加算額	20,000千円	80,000千円

【③分娩を行う病院への加算】

(①のうち救急車受入件数が3,000件未満の病院に限る。ただし、三次救急病院は適用しない。)

分娩件数に 3を乗じた数	800件以上2,000件未満	2,000件以上
加算額	20,000千円	80,000千円

4 申請要件

- ①医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金交付要領の内容の全てについて同意していること。
- ②申請日時点で事業を実施しており、かつ、今後も事業継続する意思を有していること。なお、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ③医療法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に基づく開設許可を受けた医療機関または開設届をした医療機関等（いずれも市町立病院・診療所を除く。）であること。
- ④病院および診療所にあつては保険医療機関の指定（健康保険法第65条第1項）を受けている医療機関、薬局にあつては保険薬局の指定（健康保険法第65条第1項）を受けている薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る）、助産所あつては出張のみ行う施設を除く、施術所にあつては受領委任を取扱っている施設、歯科技工所にあつては保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設であること。
- ⑤助産所は、申請日時点で医療法第8条に基づき、分娩取扱ありで開設届を行っている施設であること。
- ⑥医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあつた場合は、これに必ず応じること。
- ⑦医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあつた場合は、これに必ず応じること。
- ⑧中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑨申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察

本部長に照会する場合があることに同意すること。

- ⑩「9 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。